

森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領

1 目的

三者会議は、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行い、工事の品質を確保及び円滑な事業執行を目的として開催する。

2 対象工事

三者会議は、以下のいずれかにあてはまる工事を対象として実施する。ただし、現場条件及び施工条件等に特殊性がなく、三者会議の実施効果が少ない工事と発注者が判断したものを除く。

- (1) 工期が6ヶ月以上で、主に構造物を対象とする工事
- (2) 概算数量発注方式により発注する工事
- (3) (1) 及び (2) のほか施工者から三者会議の開催を要請された工事（明らかに三者会議の必要性が乏しいと発注者が判断する場合は除く。）

3 三者会議の構成員

三者会議の構成員は、以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、当該工事の監督職員、設計担当職員等
- (2) 設計者は、当該工事に係る詳細設計等を実施した建設コンサルタント等の管理技術者、担当技術者、照査技術者等
- (3) 施工者は、当該工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者、担当技術者等
なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

4 三者会議の開催

(1) 会議内容

三者会議は以下の内容を標準とし、必要な資料は各者が作成するものとするが、書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

- ① 発注者は、工事目的及び関係機関との協議調整状況、現場条件等の工事全般に関する注意事項等を説明する。
- ② 設計者は、設計業務の成果品により設計思想、設計条件、仮設計画等を説明する。
- ③ 施工者は、設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、照査結果や仮設計画等に関すること、及び新たな技術提案等を説明する。なお、照査項目については、別紙4を参考に実施する。

(2) 会議の開催時期

三者会議は、施工者が設計図書を照査した後、工事着手前に開催するものとし、発注者からの発議により開催する。

なお、開催回数は原則1回とするが、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

(3) 費用の負担

三者会議の開催に要する費用は、発注者が施工者に支払う請負代金額に含まれるものとし、設計者に対する三者会議の資料作成及び出席に要する費用は、当該工事費に別紙1により計上し、施工者が設計者に支払うものとする。

三者会議の結果、修正設計、補足設計等が生じた場合には、発注者が別途、契約方法

を含め検討を行うものとする。

5 実施方法

(1) 三者会議の開催

- ① 施工者は、施工計画書作成に際しての疑問点・確認を要する事項に関し、別紙2により発注者へ報告する。
- ② 発注者は、施工者から報告を受けた三者会議の開催希望時期を基本に、出席者の日程等を調整する。
- ③ 発注者は、施工者から報告を受けた疑問点等の内容を確認し、設計成果に関する事項を事前に設計者へ送付するとともに、三者会議資料の準備を依頼する。

(2) 三者会議の運営

- ① 三者会議の進行は、発注者（監督職員等）が行う。
- ② 三者会議の出席者は、設計図面と工事現場との整合性、設計思想、設計条件、施工上の留意事項、仮設計画等について互いに確認する。
- ③ 設計・施工に関する木材利用、新技術、新工法及びプレキャスト工法等による生産性向上に関する提案等について積極的に意見交換を行うものとする。
- ④ 三者会議によって、設計変更を要するものがあった場合には、発注者及び施工者において、国有林野事業工事請負契約約款に基づき協議する。

6 実施結果の取りまとめ

発注者は、三者会議後、速やかに別紙3により打合せ結果を取りまとめ、相互に内容を確認した上で各自保管するものとする。

7 施工者への周知等

工事の発注に際しては、特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議の対象工事であることを明示する。

なお、施工中の工事であっても必要が生じた場合は、設計変更により特記仕様書を変更し、三者会議の対象工事とすることができる。

この場合の費用は、4の(3)に準ずるものとする。

【工事特記仕様書記載例】

(三者会議の開催)

第〇条 本工事は、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、当該工事の詳細設計等を実施した建設コンサルタント等（以下「設計者」という。）及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象工事である。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」(<http://www・・・・>)によるものとする。

本工事の設計者は、株式会社〇〇設計コンサルタント（〇〇県〇〇市）である。

また、三者会議の対象工事以外で設計者の成果を元に発注する全ての工事にあたっては、特記仕様書に以下の内容を記載し、対象工事以外であっても開催可能であることを明確にする。

【工事特記仕様書記載例（三者会議対象工事以外）】

(三者会議の開催)

第〇条 本工事は、施工者から三者会議の開催を要請された場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと発注者が判断する場合を除き、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的

に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を開催するものとする。開催にあたっては、施工者は、発注者と協議するものとする。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」(<http://www・・・・・・・・>)によるものとする。

8 設計者への周知等

調査設計等業務の発注に際しては、特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議への出席要請の対象業務であることを明示する。

また、実施中の業務であっても三者会議の必要が生じた場合は、設計変更により特記仕様書を変更し、三者会議の対象業務とすることができる。

なお、完了した業務を対象とする場合は、事前に当該業務の設計者に連絡し協力を要請する。

【調査等業務特記仕様書の記載例】

(三者会議の開催)

第〇条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、本業務の受注者（以下「設計者」という。）及び当該設計に基づく工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

2 設計者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。

3 三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」(<http://www・・・・・・・・>)によるものとする。

三者会議の開催に要する費用の積算方法

1 積算方法

三者会議の開催に要する設計者の費用（以下「三者会議費」という。）は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知）に準じ、次の積算方法により算定し、当該工事の技術管理費として積上計上する。なお、本費用は、現場管理費率及び一般管理費等率の算出時の対象額に含めないこととする。

$$\begin{aligned}
 \text{三者会議費} &= (\text{業務価格}) \\
 &= (\text{業務原価}) \\
 &\quad + (\text{一般管理費等}) \\
 &= ((\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})) \\
 &\quad + (\text{一般管理費等})
 \end{aligned}$$

2 各構成要素の算定

(1) 直接人件費

直接人件費の積算は、次のとおりとする。

1 回当たり

業務内容	技術者の区分	技術者の職種	歩掛（人／回）
三者会議出席	管理技術者	主任技師	0.5
〃	担当技術者	技師（A）	0.5
会議資料作成	担当技術者	技師（A）	0.5

(2) 直接経費

直接経費は、原則として旅費交通費（日帰り）を積算する。

旅費交通費＝交通費×往復

なお、積算上の起点は、当該工事の設計者の事務所等の所在地とする。

上記積算上の起点から三者会議の開催場所までの運転時間を計上し、運転経費は下表により計上する。

名称	単位	数量	単価	備考
ライトバン損料 (1500cc)	時間			森林整備保全事業建設機械損料算定表による。(12 欄) 数量は往復時間
ガソリン	L			燃料消費率 (L/kW・h) × 機関出力 (kW) × ○ (h) スタンド渡し

(注) 1 ライトバンの運転時間は、一般道路 30km/h、高速道路等 80km/h で計算し時間あたりに四捨五入する。

2 高速道路等の料金は、別途計上する（消費税抜きの金額）。

3 運転労務は計上しない。

(3) その他原価

その他原価は、次の式による算定した額の範囲内とする。

その他原価＝（直接人件費）× α / (1 - α)

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く。）に占めるその他原価の割合

であり、35%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務原価に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

別紙 2

施工計画作成に際しての疑問点・確認を要する事項

三者会議開催希望日		年 月 日 午前・午後		
工 事 名		〇〇工事		
施 工 者		(株) 〇〇建設		
区分	疑問点・確認事項		回答	添付資料 No.

注：回答欄は、三者会議で確認するため記載は不要である。

別紙 3

三者会議打合せ記録簿

発注者	設計者	施工者

実施日	年 月 日	場所	
工事名	〇〇工事		
出席者			
発注者			
設計者			
施工者			
会議要旨			
確認事項	①詳細設計の設計思想、設計条件、仮設計画等に関すること ②設計図書の照査に関すること ③条件変更等に関すること ④設計・施工の品質向上に関すること ⑤その他		

治山工事（溪間工）照査要領（例）

照 査 項 目 一 覧 表

治山工事（溪間工）照査要領（例）

No	項目	主な内容	対象	照査	備考
1	施工上の基本条件	1) 水替時流量決定のための水文資料等はあるか 2) 運搬路、ヤード等の見通しはあるか 3) 工事時期を制限する事項があるか（下流の取水等） 4) 環境上特に配慮すべき事項があるか（希少種・濁水対策等） 5) 近接構造物の有無に対する確認を行ったか 6) 用地処理、補償物件の処理は完了しているか 7) 保安林の指定は行われているか 8) がけ崩れ、土石流に対する安全対策を必要とするか	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
2	関係機関との協議内容の確認	1) 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス等管理者との協議内容を確認したか 2) 交差協議（道路、河川、鉄道、公安委員会等）の内容を確認したか 3) 地元及び地権者との協議内容を確認したか 4) 利権者（農協、漁組）及び占用者との協議内容を確認したか 5) 自然公園及び埋蔵文化財等との協議内容を確認したか	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
3	貸与資料の確認	1) 測量成果（平面、横断、縦断）は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 3) 追加ボーリングは必要ないか 4) 埋設物に係る資料はあるか	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	
4	地形条件	1) 用地境界を確認したか	☐	☐	
5	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか（スペース、交通条件等）	☐	☐	
6	現地踏査	1) 支障木等の状況を把握したか 2) 基準点（B. M）を確認したか	☐ ☐	☐ ☐	

治山工事（溪間工）照査要領（例）

[illegible]

治山工事（山腹工）照査要領（例）

照 査 項 目 一 覧 表

治山工事（山腹工）照査要領（例）

No	項目	主な内容	対象	照査	備考
1	施工上の基本条件	1) 工事時期に制約があるか 2) 運搬路、ヤード等の見通しはあるか 3) 施工ヤード、スペース、工法等の制約条件はあるか 4) 環境上特に配慮すべき事項があるか（希少種・濁水対策等） 5) がけ崩れに対する安全対策を必要とするか 6) 近接構造物、地下構造物の確認を行ったか 7) 用地、補償物件の処理は完了しているか 8) 急傾斜地崩壊危険区域の指定は行われているか	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
2	関係機関との協議内容の確認	1) 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス等管理者との協議内容を確認したか 2) 交差協議（道路、河川、鉄道、公安委員会等）の内容を確認したか 3) 地元及び地権者との協議内容を確認したか 4) 利権者（農協、漁組）及び占有者との協議内容を確認したか 5) 自然公園及び埋蔵文化財等との協議内容を確認したか	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
3	貸与資料の確認	1) 測量成果（平面、横断、縦断）は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 3) 追加ボーリングは必要ないか 4) 用地境界が明確であるか 5) 環境状況（振動、騒音等）の調査結果は整理されているか 6) 埋設物に係る資料があるか	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
4	地形条件	1) 用地境界を確認したか 2) 施工ヤード、スペースは確認したか	☐ ☐	☐ ☐	
5	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか（スペース、交通条件等）	☐	☐	

治山工事（山腹工）照査要領（例）

No	項目	主な内容	対象	照査	備考
6	現地踏査	1) 支障木等の状況を把握したか 2) 環境状況（振動、騒音等）は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか 4) 基準点（B. M）を確認したか	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	
7	設計図	1) 平面図には必要な工事内容が明示されているか （構造物法線、既設施設、道路・河川等の施設及び名称ほか） 2) 構造物の基本寸法、高さ関係は照合されているか 3) 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか 4) 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているか 5) 構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるか 6) 各設計図が互いに整合されているか ・ 平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 7) 使用材料は明記されているか 8) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか （特に応力計算、安定計算書等の結果が適用範囲も含めて整合されているか） ・ 鋼材形状、寸法 ・ 使用材料	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
8	数量計算	1) 数量計算は、設計積算要領と整合しているか 2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか 3) 数量取りまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているか 4) 横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	

林道工事照査要領（例）

照 查 項 目 一 覽 表

林道工事照査要領（例）

[illegible]

林道工事照査要領（例）

No	項目	主な内容	対象	照査	備考
6	付帯施設の必要性	1) 土場、作業ポイント等の計画位置は適切か 2) 標識計画はあるか	☐ ☐	☐ ☐	
7	現地踏査	1) 支障木等の状況を把握したか 2) 環境状況（振動、騒音等）は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか 4) 基準点（B. M）を確認したか	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	
8	設計図	1) 設計図には必要な項目が記載されているか （設計条件、地質条件、建築限界等） 2) 構造物の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか 3) 各設計図が互いに整合されているか ・ 平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 4) 使用材料は明記されているか 5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか （特に応力計算、安定計算書等の結果が適用範囲も含めて整合されているか） ・ 部材厚 ・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置） ・ 鋼材形状、寸法 ・ 使用材料	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
9	数量計算	1) 数量計算は、設計積算要領と整合しているか 2) 数量計算に用いた記号、寸法、数値は図面と一致するか 3) 数量取りまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているか	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	